

資料報告 別冊資料①

令和7年度普通会計定期監査（前期）の結果及び措置状況
について

各 課 共 通

令 和 7 年 1 1 月

令和 7 年度

普通会計定期監査結果（前期）

令和 7 年 1 0 月

長崎県監査委員

目 次

第 1	監査の概要	1 ページ
1	監査の基準	
2	監査の種類	
3	監査の対象	
4	監査の着眼点	
5	監査の実施内容	
第 2	監査の結果	2 ページ
1	総 括	
2	指摘事項等の状況	
第 3	指摘事項	5 ページ
第 4	意 見	7 ページ
○	別 紙	8 ページ

令和 7 年度普通会計定期監査結果（前期）

第 1 監査の概要

令和 6 年度における普通会計にかかる財務監査（定期監査）及び行政監査を次のとおり実施した。

1 監査の基準

長崎県監査基準に準拠して実施

2 監査の種別

財務監査（定期監査）（地方自治法第199条第 1 項及び第 4 項）

行政監査（地方自治法第199条第 2 項）

3 監査の対象

（1）財務監査

令和 6 年度	長崎県一般会計
令和 6 年度	長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計
令和 6 年度	長崎県農業改良資金特別会計
令和 6 年度	長崎県林業改善資金特別会計
令和 6 年度	長崎県県営林特別会計
令和 6 年度	長崎県沿岸漁業改善資金特別会計
令和 6 年度	長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計
令和 6 年度	長崎県用地特別会計
令和 6 年度	長崎県庁用管理特別会計
令和 6 年度	長崎県長崎魚市場特別会計
令和 6 年度	長崎県港湾施設整備特別会計
令和 6 年度	長崎県公債管理特別会計
令和 6 年度	長崎県国民健康保険特別会計

（2）行政監査

県の事務の執行

4 監査の着眼点

（1）財務監査

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

（2）行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の実施内容

前期監査対象機関から提出された資料等を基に監査対象の事務・事業の中から抽出したうえで、関係帳簿及び証拠書類を照合し、関係者に質問等を行い、慎重に監査を実施した。

(1) 監査対象期間

原則として令和6年度を対象としたが、監査委員が必要と認めるときは、令和7年度についても監査日までを対象期間とした。

(2) 監査対象機関及び実施日

令和7年5月13日から9月9日までの期間において、本庁及び地方機関の合計123箇所を対象として実施した。

区分	本 庁					地方機関	合計
	知事部局	各種委員会等	教育庁	警察本部	計		
監 査 対象機関	9 5	5	1 2	1	1 1 3	1 2 9	2 4 2
前期監査 対象機関	9 5	5	1 2	1	1 1 3	1 0	1 2 3

前期監査対象機関、委員監査年月日及び監査にあたった委員は、別紙のとおりである。

第2 監査の結果

1 総括

財務に関する事務及びその他の事務の執行については、おおむね適正に行われているものと認められた。

しかしながら、一部において、下記の指摘事項等のとおり、是正又は改善を要する事項が見受けられたので、今後とも関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的な事務執行の確立に努める必要がある。

2 指摘事項等の状況

今回の監査の結果、事務処理を是正又は改善すべきものについては、以下のとおりである。

(単位:件)

区分	令和7年度 (A)				令和6年度 (B)				前年度比較 (C)=(A)-(B)			
	指摘事項	指導事項	意見	合計	指摘事項	指導事項	意見	合計	指摘事項	指導事項	意見	合計
財務監査	5	69	0	74	25	145	2	172	△ 20	△ 76	△ 2	△ 98
収入未済				0	1	4		5	△ 1	△ 4	0	△ 5
収入		10		10	5	3		8	△ 5	7	0	2
予算執行		8		8	2	5		7	△ 2	3	0	1
契約	2	24		26	7	72	1	80	△ 5	△ 48	△ 1	△ 54
工事				0		6		6	0	△ 6	0	△ 6
補助金等	1	13		14	2	27	1	30	△ 1	△ 14	△ 1	△ 16
物品	2	11		13	6	20		26	△ 4	△ 9	0	△ 13
財産管理		3		3	1	5		6	△ 1	△ 2	0	△ 3
その他				0	1	3		4	△ 1	△ 3	0	△ 4
行政監査	5	11	1	17	1	5		6	4	6	1	11
合計	10	80	1	91	26	150	2	178	△ 16	△ 70	△ 1	△ 87

昨年度と比べ、財務監査では 98 件減少し、行政監査では 11 件増加、総数では 87 件減少している。

※監査結果は、次の区分により取り扱う。

(1) 指摘事項

- ①法令、条例又は通達等に違反しているもの
- ②機関の意思決定が適切になされていないもの
- ③収入確保に適切な措置を要するもの
- ④予算を目的外に支出しているもの
- ⑤不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- ⑦前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
- ⑧その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2) 指導事項

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

(3) 意見

- ①執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ②県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

(1) 財務監査（指摘 5 件、指導 69 件）

① 収入について（指導 10 件）

公用車の廃車に伴い、本来還付可能な自賠責保険料の還付が行われていない事例、水域占有料を誤った面積で算定しているため、徴収不足となっている事例等が認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

② 予算の執行について（指導 8 件）

委託業務において、作成する冊子の必要部数の検討が十分でない事例、労働保険料において、概算払として処理すべきところ通常払で処理している事例等が認められたので、適正な予算執行及び事務処理を行うべきである。

③ 契約について（指摘 2 件、指導 24 件）

委託業務において、予定額の積算が前年度契約と同額を使用しており、実例価格等が反映されていない事例、予定額の積算が過大となっている事例等が認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

④ 補助金等について（指摘 1 件、指導 13 件）

仕入れに係る消費税等相当額の確認が行われていない事例、実績報告書が提出されていない事例等が認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

⑤ 物品について（指摘 2 件、指導 11 件）

物品の処分において、産業廃棄物事業者ではない業者へ依頼している事例、公用車運転前後のアルコールチェックにおいて、精度保証期間を大きく超えた検知器を用いている事例等が認められたので、関係法規や各種通知等に基づき、適正な物品の管理を行うべきである。

⑥ 財産の管理について（指導 3 件）

道路占用許可において、許可期間満了後の原状回復を許可の条件として附していない事例等が認められたので、関係法規や各種通知等に基づき、適正な公有財産の管理を行うべきである。

(2) 行政監査（指摘 5 件、指導 11 件）

総務部長通知に基づいた公用車運転前後のアルコールチェックが適正に行われていない事例、見積執行通知書の作成において、浄書・校合・検印を行わないまま課長印が押印されている事例、施工計画書等の地図において、著作権許諾に係る確認が不十分なまま受領している事例、業者から提出された被保険者等記号・番号がマスキングされていない健康保険証の写しをそのまま保管している事例等が認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

第3 指摘事項

次のような不適切な事例があったので、適切に事務を執行すること。

1 総務部

(1) 契約

自動車税に係る申告書及び報告書とりまとめ等に関する事務委託（委任）の予定額積算において、前年度契約と同額を9年間使用しており、実例価格等が反映されていない。また、精算時の確認が不十分である。[税務課]

2 文化観光国際部

(1) 補助金等

令和5年度長崎県文化芸術活動ブラッシュアップ事業補助金において、仕入れに係る消費税等相当額の確認が行われていないものがある。[ながさきピース文化祭課]

3 福祉保健部

(1) 行政監査

国民健康保険事業費納付金等算定業務委託に係る見積執行通知書の作成において、浄書・校合・検印を行わないまま課長印が押印されている。[国保・健康増進課]

4 水産部

(1) 契約

令和6年度漁業取締用航空機の借り上げにおいて、夜間飛行にかかる予定額の積算が過大となっている。[漁業取締室]

5 農林部

(1) 行政監査

① 潮受堤防周辺サイクリングコース映像収録業務委託の仕様書において、著作権許諾に係る確認が不十分な地図を使用している。[諫早湾干拓課]

② 愛津原地区水源・加圧施設工事他4件における施工計画書等の地図において、著作権許諾に係る確認が不十分なまま受領している。
[島原振興局農林水産部土地改良課・農林水産部農村整備課・建設部道路第一課・建設部道路第二課・建設部河港課]
(土木部に再掲)

6 土木部

(1) 物品

- ① 老朽化により使用不能となった物品保管庫について、廃棄物処理法に基づき、県が排出事業者として資格を有する業者に処分を依頼すべきところ、新しく購入した物品保管庫の納入業者に無償で引き渡している。 [都市政策課]
- ② カラーインクジェット複合機の処分について、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、県が排出事業者として資格を有する業者に処分を依頼すべきところ、新しく購入した複合機の納入業者に引き渡している。 [県北振興局建設部雪浦ダム管理事務所]

(2) 行政監査

- ① 公用車運転前後に行うアルコールチェックについて、総務部長通知に基づいた確認及び記録が適正に行われていない。 [長崎振興局建設部神浦ダム管理事務所]
- ② 愛津原地区水源・加圧施設工事他4件における施工計画書等の地図において、著作権許諾に係る確認が不十分なまま受領している。 [島原振興局農林水産部土地改良課・農林水産部農村整備課・建設部道路第一課・建設部道路第二課・建設部河港課]

7 警察本部

(1) 行政監査

- 交通管制システム中央設備改修工事における完成図書等の地図において、著作権許諾に係る確認が不十分なまま受領している。 [警察本部]

第4 意見

今期の監査では、委託業務や補助金の執行にあたって経済性や有効性が十分に検討されていない事例が散見されたので、適正な予算執行に努められたい。

また、補助金の仕入に係る消費税等相当額の確認が不十分な事例が依然として見受けられたので、適切な事務処理に努められたい。

執行機関等に対し速やかに改善・検討などを促すことが必要と認められるものは、以下のとおりである。

(1) 飲酒運転防止に関する取組の徹底について

「交通法規の遵守等について」（平成26年7月24日付総務部長通知、最終改正 令和4年3月31日）において、業務で使用する公用車等の運転前後のアルコールチェックについては、「令和4年10月1日以降は、道路交通法施行規則の改正を踏まえ、アルコール検知器を用いて確認することとし、所属長は、アルコール検知器を常に正常に作動する状態にしておくこと」、「所属長は、『公用車等運転確認簿』に、確認日時、確認内容等を記録し、1年間保存すること」等とされているが、アルコール検知器を用いていない事例や、メーカーが定める精度保証期間を超えたアルコール検知器を使用している事例が見受けられた。

このような不適切な事務の執行は、酒気帯びによる法令違反につながるおそれがあるため、同通知に基づく適切な対応を徹底されたい。

[人事課・関係各課]

(別 紙) 委員監査の実施状況 (実地監査)

1 地方機関

監 査 対 象 機 関	監査年月日	監 査 委 員			
[知事部局]					
(振興局)					
長崎振興局	令和7年7月24日	下田 松本	芳之 洋介	砺山 坂本	祐実 浩
長崎振興局長崎港湾漁港事務所	令和7年7月22日	下田 松本	芳之 洋介	砺山 坂本	祐実 浩
島原振興局	令和7年7月25日	下田 松本	芳之 洋介	砺山 坂本	祐実 浩
県北振興局	令和7年7月30日	下田 松本	芳之 洋介	砺山 坂本	祐実 浩
(県民生活環境部関係)					
環境保健研究センター	令和7年7月29日	砺山	祐実	松本	洋介
川棚食肉衛生検査所	令和7年7月29日	砺山	祐実	松本	洋介
(産業労働部関係)					
工業技術センター	令和7年7月29日	砺山	祐実	松本	洋介
窯業技術センター	令和7年7月29日	下田	芳之	坂本	浩
(農林部関係)					
農業大学校	令和7年7月29日	下田	芳之	坂本	浩
[警察本部]					
大村警察署	令和7年7月29日	下田	芳之	坂本	浩

2 本 庁

監 査 対 象 機 関	監査年月日	監 査 委 員
[知事部局]		
(秘書・広報戦略部)		
秘書課	令和7年8月18日	下田 芳之 砺山 祐実 松本 洋介 坂本 浩
ながさきPR戦略課		
広報課		
(企画部)		
政策調整課	令和7年8月22日	下田 芳之 砺山 祐実 松本 洋介 坂本 浩
政策企画課		
デジタル戦略課		
(総務部)		
総務文書課	令和7年8月26日	下田 芳之 砺山 祐実 松本 洋介 坂本 浩
県民センター		
学事振興課		
人事課		
新行政推進室		
職員厚生課		
財政課		
管財課		
税務課		
債権管理室		
スマート県庁推進課		
総務事務センター		

監 査 対 象 機 関	監査年月日	監 査 委 員
(危機管理部)		
防災企画課	令和7年8月19日	下田 芳之 砺山 祐実 松本 洋介 坂本 浩
基地対策・国民保護課		
消防保安室		
(地域振興部)		
地域づくり推進課	令和7年8月25日	下田 芳之 砺山 祐実 松本 洋介 坂本 浩
市町村課		
土地対策室		
交通政策課		
新幹線対策課		
県庁舎跡地活用室		
(文化観光国際部)		
文化振興・世界遺産課	令和7年8月22日	下田 芳之 砺山 祐実 松本 洋介 坂本 浩
ながさきピース文化祭課		
観光振興課		
インバウンド推進課		
物産ブランド推進課		
国際課		
スポーツ振興課		

監 査 対 象 機 関	監査年月日	監 査 委 員			
(県民生活環境部)					
県民生活環境課	令和7年8月19日	下田 松本 芳之 洋介 砺山 坂本 祐実 浩			
男女参画・女性活躍推進室					
人権・同和対策課					
交通・地域安全課					
統計課					
生活衛生課					
食品安全・消費生活課					
地域環境課					
水環境対策課					
資源循環推進課					
自然環境課					
(福祉保健部)					
福祉保健課	令和7年8月21日	下田 松本 芳之 洋介 砺山 坂本 祐実 浩			
地域保健推進課					
監査指導課					
医療政策課					
医療人材対策室					
薬務行政室					
国保・健康増進課					
長寿社会課					
障害福祉課					
原爆被爆者援護課					

監 査 対 象 機 関	監査年月日	監 査 委 員
(福祉保健部こども政策局)		
こども未来課	令和7年8月21日	下田 芳之 砺山 祐実 松本 洋介 坂本 浩
こども家庭課		
(産業労働部)		
産業政策課	令和7年8月21日	下田 芳之 砺山 祐実 松本 洋介 坂本 浩
企業振興課		
新産業推進課		
新エネルギー推進室		
経営支援課		
未来人材課		
雇用労働政策課		
(水産部)		
漁政課	令和7年8月22日	下田 芳之 砺山 祐実 松本 洋介 坂本 浩
漁業振興課		
漁業取締室		
水産経営課		
水産加工流通課		
漁港漁場課		

監 査 対 象 機 関	監査年月日	監 査 委 員
(農林部)		
農政課	令和7年8月25日	下田 芳之 砺山 祐実 松本 洋介 坂本 浩
農業イノベーション推進室		
団体検査指導室		
農山村振興課		
農業経営課		
農産園芸課		
農産加工流通課		
畜産課		
農村整備課		
諫早湾干拓課		
林政課		
森林整備室		

監 査 対 象 機 関	監査年月日	監 査 委 員			
(土木部)					
監理課	令和7年8月26日	下田 松本	芳之 洋介	砺山 坂本	祐実 浩
建設企画課					
都市政策課					
道路建設課					
道路維持課					
港湾課					
河川課					
砂防課					
建築課					
営繕課					
住宅課					
用地課					
盛土対策室					
(出納局)					
出納局	令和7年8月18日	下田	芳之	坂本	浩

監 査 対 象 機 関	監査年月日	監 査 委 員			
[教育庁]					
教育政策課	令和7年8月25日	下田 松本	芳之 洋介	砺山 坂本	祐実 浩
働きがい推進室					
福利厚生室					
教育環境整備課					
義務教育課					
高校教育課					
教育D X推進室					
特別支援教育課					
児童生徒支援課					
生涯学習課					
学芸文化課					
体育保健課					
[委員会等事務局]					
監査事務局	令和7年8月18日	松本	洋介	坂本	浩
人事委員会事務局	令和7年8月18日	砺山	祐実	松本	洋介
労働委員会事務局					
議会事務局	令和7年8月18日	下田	芳之	砺山	祐実
[警察本部]					
警察本部	令和7年8月19日	下田 松本	芳之 洋介	砺山 坂本	祐実 浩

